

看護師等養成所の教員に関する事項

看護師等養成所の運営に関する指導要領について(平成13年1月5日 健政発5号)

○専任教員の要件について

養成所	専任教員の要件
保健師	保健師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
助産師	助産師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
看護師 ①か②のいずれか	① 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ② 専門分野の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者
准看護師 ①か②のいずれか	① 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了した者、又は、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ② 専門分野の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者

◇ 専任教員として必要な研修とは:

- 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生労働省が委託実施した者を含む)
- 保健師については、国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年、15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース含む)および専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

◇ 大学において教育に関する科目を4単位以上履修した者

○専任教員の配置について

養成所		配置人数	
保健師		3人以上	学生定員が 20 人を超える場合には専任教員を 適当数増員
助産師		3人以上	
看護師	3年課程	8人以上	(3年課程、3年課程(定時制)、2年課程(定時制)) 学生総数が 120 人を超える場合は学生 30 人を 目途に専任教員を 1 人増員 (2年課程、准看護師養成所) 学生総定員 80 人を超える場合には学生 30 人を 目途に 1 人増員
	2年課程	7人以上	
准看護師		5人以上	(2年課程(通信制)) 学生総定員が 500 人を超える場合には学生 100 人を目途に 1 人増員

◇ 専任教員のうち 1 人は教務に関する主任者であること